

志木市生産緑地地区の追加指定基準

(趣旨)

第1条 都市農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）に基づく生産緑地地区の追加指定について必要な事項を定めるものとする。

(追加指定要件)

第2条 地域の実情を踏まえ、生産緑地地区に指定できる農地等は、法第3条並びに志木市生産緑地地区の区域の規模に関する条例に規定する要件を満たし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路に2m以上接し、次のいずれかに該当するもので、市の都市計画と整合していると認められるものとする。

- (1) 良好な緑の環境保全機能を高める観点から必要なもの
- (2) 防災及び減災の観点から必要なもの
- (3) 公共施設用地等の確保の観点から必要なもの
- (4) 既に指定された生産緑地地区の一体化又は整形化を図ることが出来るもの及びこれとともに一団の土地を形成するもの
- (5) 接道条件の改善となるもの

(追加指定しない農地等)

第3条 前項の規定に関わらず、都市計画上の土地利用の観点から次の各号のいずれかに該当する農地等は、生産緑地地区に追加指定しないものとする。

- (1) 都市計画において、商業地域又は近隣商業地域のいずれかが定められているもの
- (2) 既に都市計画法第59条の規定による認可又は承認が行われている道路、公園等の都市計画施設の区域と重複するもの又は主要な生活道路の区域と重複するもので着工の見込みが確実なもの
- (3) 現況が農地であっても農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条の規定による転用の届出が行われているもの
- (4) 法第10条の規定に基づく買い取り申出があり、行為の制限が解除されたものの

(指定の申請)

第4条 自己の所有する農地等について生産緑地地区の追加指定を希望する者は、志木市生産緑地地区追加指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 生産緑地地区追加指定同意書（様式第2号）
- (2) 生産緑地地区農地等明細書（様式第3号）

- (3) 案内図（任意様式）
- (4) 公図（追加指定を申請する全ての筆分）
- (5) 印鑑登録証明書（申請者及び同意者全員）
- (6) 土地の全部事項証明書（原本）
- (7) 耕作証明書（農業委員会発行）
- (8) 土地の実測図（一部指定の場合）

（地区の指定）

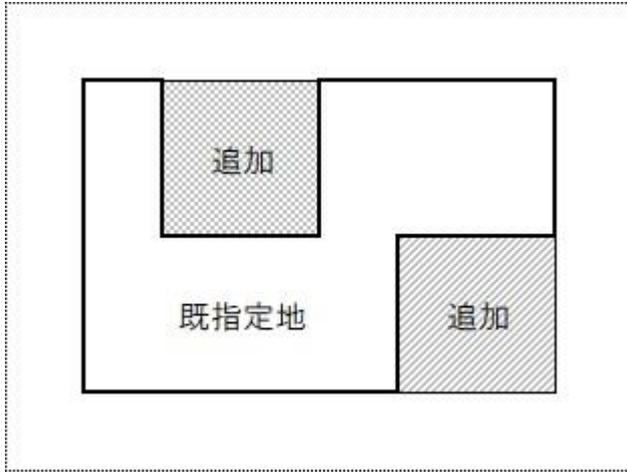
第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、追加指定すべき必要があると認めたものについては、都市計画に生産緑地地区を定めるものとする。

（管理）

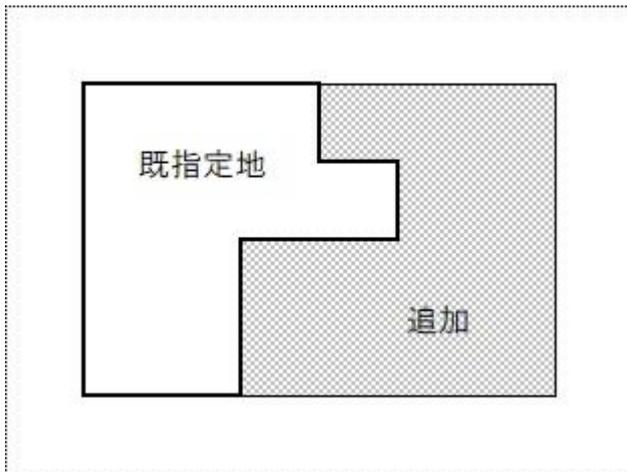
第6条 生産緑地地区の追加指定を受けた農地等の所有者は、指定を受けた日から30年間は農業を継続し、農地として良好な状態で管理するものとする。

【基準第2条第4項及び第5項に掲げるものの例】

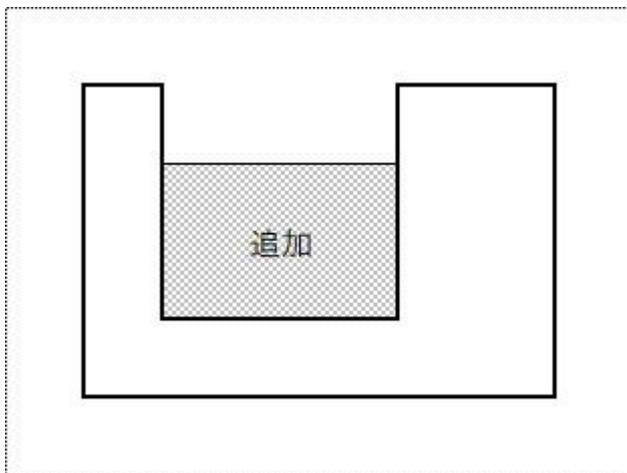
【例示1】 既指定地を整形化する場合



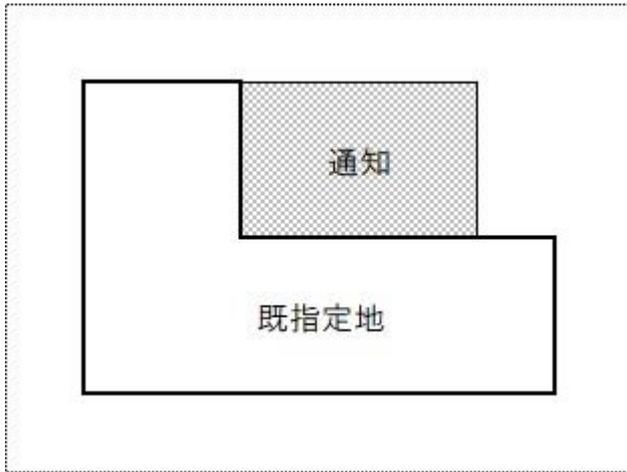
- 凹凸等が減少する場合
- 辺数及び面数が減少する場合
(辺数 10→4、面数 10→4)



- 凹凸等が減少する場合
- 辺数及び面数が減少する場合
(変数 8→4、面数 8→4)

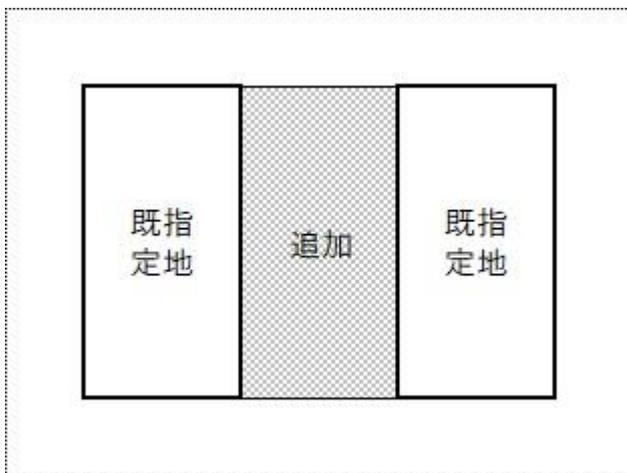


- 凹凸等が減少(整形化)する場合
(辺数及び面数の変更なし)

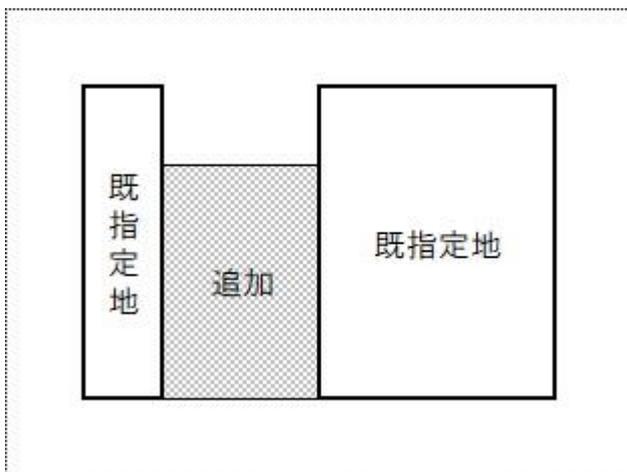


- 凹凸等が減少(整形化)する場合
(辺数及び画数の変更なし)

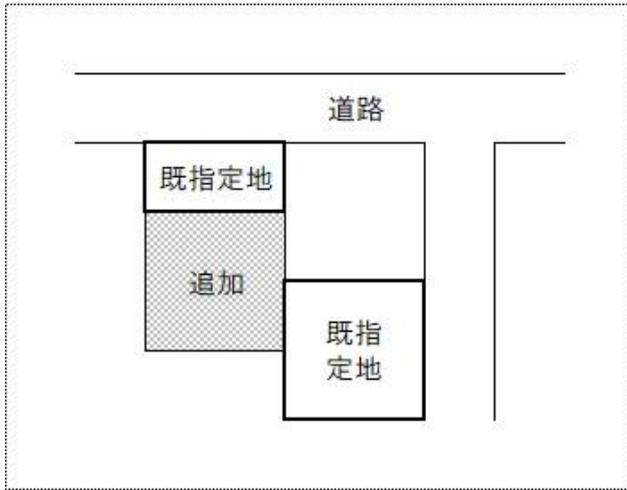
【例示2】 2以上の既指定地を一団化する場合



- 一団化で緑地機能が増進する場合

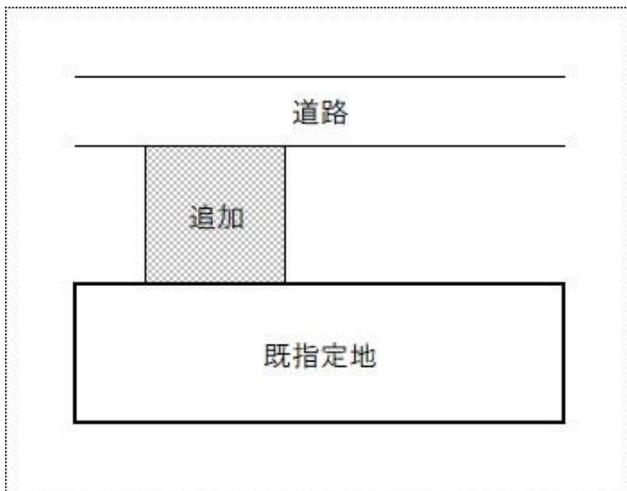


- 一団化で緑地機能が増進する場合
- 不整形(細長等)が解消する場合



- 一団化で緑地機能が増進する場合
- 接道条件が向上する場合

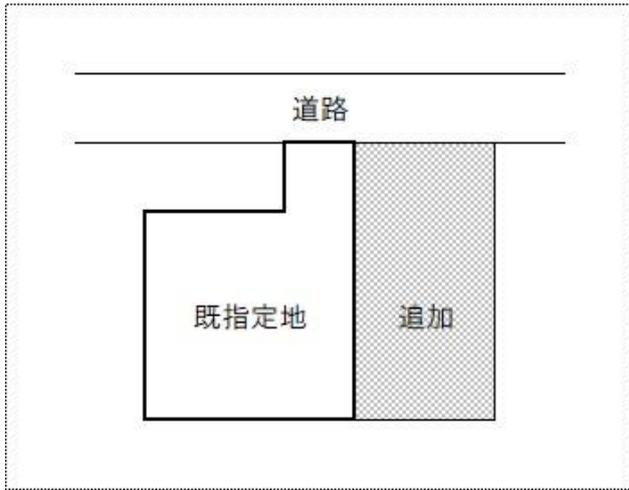
【例示3】 接道条件の改善となる場合



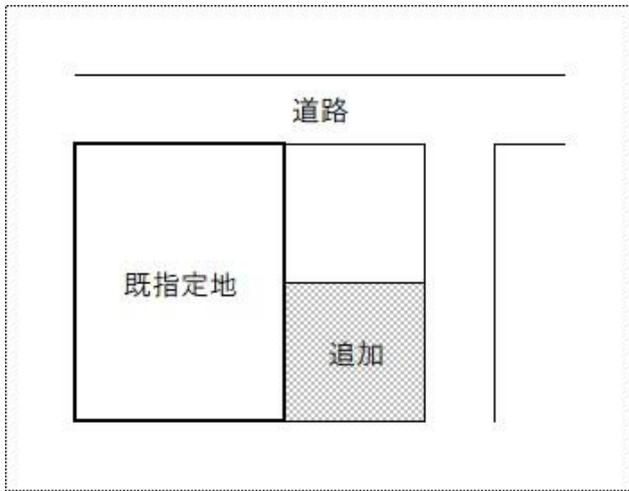
- 接道条件が改善する場合
(接道なし→接道あり)



- 接道条件の向上
 - ・ 接続道路が広幅員になる場合
 - ・ 1面接道から2面接道になる場合



○ 接道部分が拡大する場合



○ 接道部分が拡大する場合